

QA  
対象購買品

仕様書

ダブルカバー式コンテナの購入

# 仕 様 書

## 1 件名

ダブルカバー式コンテナの購入

## 2 概要

本件は、日本原子力研究開発機構（以下、「機構」と記載。）核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 分析所 1 階に設置されている分析セルラインにおいて、分析等の作業で発生する高放射性固体廃棄物を収納するためのダブルカバー式コンテナの購入について記載する。

## 3 契約範囲内

- 1) ダブルカバー式コンテナ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 個
- 2) 付属品（リップシール）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 本
- 3) 検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一式
- 4) 提出図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一式
- 5) 梱包、輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一式

## 4 契約範囲外

3項の契約範囲内に記載されていないものとする。

## 5 支給物件・貸与物件

以下の物品を貸与する。なお、受注者は、貸与期間中適切な管理を行い、受注者の責任による損傷及び滅失が生じた場合は、これらを弁償すること。

- ・リップシール用金型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1個

## 6 一般仕様

### 6.1. 納期

令和9年3月12日

### 6.2 納品場所及び方法

茨城県那珂郡東海村村松4-33

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所  
再処理施設指定場所持込渡し

### 6.3 保証

本仕様書を完全に満たすものであることとする。

### 6.4 検収条件

6.5項の提出図書の完納及び7.6項の検査の合格をもって検収とする。

### 6.5 提出図書

(1) 受注者は、以下に示す図書について事前に機構の確認を受けること。

| 項目                              | 提出部数 | 提出期限       | 確認 |
|---------------------------------|------|------------|----|
| 品質保証計画書                         | 1 部  | 契約後速やかに    | 要  |
| 社内検査要領書                         | 1 部  | 検査開始2週間前まで | 要  |
| 社内検査報告書<br>(検査に使用した測定器の校正記録を含む) | 1 部  | 検査終了後速やかに  | 要  |
| 受入検査要領書                         | 1 部  | 検査開始2週間前まで | 要  |
| 受入検査報告書                         | 1 部  | 検査終了後速やかに  | 要  |
| 打ち合わせ議事録(打合せの都度)                | 1 部  | 打合せ後1週間以内  | 要  |
| その他必要書類                         | 必要部数 | 機構の指示による   | —  |

※ 「要」確認と指定した図書は、機構の確認を要するものであるため、「提出部数」には受注者の「返却用」を1部加えての提出とすること。

(2) 提出図書には、契約件名、契約番号、図書名、提出日、受注者名を記載すること。  
また、提出様式は原則として A4 版とする。

### 6.6 適用法令、規格、技術基準等

本仕様書に適用する国内法令、規格、技術基準等は最新版を適用することとする。

### 6.7 産業財産権等

なし(本件は、規格品購入のため)。

### 6.8 機密の保持

受注者は、本件を実施するにあたり知り得た全ての情報を機密扱いとし、その保護に努めることとする。

### 6.9 安全管理

なし(本件は、規格品購入のため)。

#### **6.10 緊急時の対応及び異常時の対応**

なし(本件は、規格品購入のため)。

#### **6.11 協議**

本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、機構との協議により決定すること。また、協議内容及び決定事項は、議事録として提出図書に反映し、相互に確認及び保管管理することとする。

#### **6.12 受注者の責任と義務**

- (1) 下請業者を使用する場合、受注者は、下請業者リストを機構に提出すること。
- (2) 下請業者の選定に当たり、受注者は、下請業者の技術力、品質管理能力を評価したうえで選定を行うこと。
- (3) 受注者は、機構が認めた下請業者を変更する場合は、機構の確認を得ること。
- (4) 受注者は、使用する下請業者に契約要求事項等を十分に周知すること。また、下請業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理及び下請業者を使用したが生ずる不適合を防止すること。

#### **6.13 渉外事項**

なし(本件は、規格品購入のため)。

#### **6.14 品質保証**

受注者は、品質保証計画書（又は品質マニュアル）を提出すること。また、本件に係わる品質管理（検査、図書作成等）について、受注者の品質保証体系の中で管理すること。

#### **6.15 不適合の報告及び処理**

受注者は、本契約に係る不適合が生じた場合、その内容及び処置案等を速やかに機構に報告すること。処置案については、機構の確認を受け、処置後にその結果を報告すること。

#### **6.16 安全文化を醸成するための活動**

受注者は、当該品が原子力施設に納品、使用するものであることの重要性を十分認識し、関係者にその意識を醸成するための啓もう、教育を行うことにより、法令等の遵守、ヒューマンエラーの発生防止等の安全活動に努め、品質を確実に確保すること。

#### **6.17 下請業者の管理**

- (1) 下請業者を使用する場合、受注者は、下請業者リストを機構に提出すること。
- (2) 下請業者の選定にあつて、受注者は、下請業者の技術力、品質管理能力を評価したうえで選定を行うこと。
- (3) 受注者は、機構が認めた下請業者を変更する場合は、機構の確認を得ること。
- (4) 受注者は、使用する下請業者に契約要求事項等を十分に周知すること。また、下請業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理及び下請業者を使用したが故に生ずる不適合を防止すること。

#### **6.18 グリーン購入法の推進**

- (1) グリーン購入法に適合する物品が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書(納入印刷物)においては、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものをを用いること。

#### **6.19 撤去品、産業廃棄物の処分**

なし(本件は、規格品購入のため)。

#### **6.20 電子データ流出防止**

受注者は、ウィニー等のファイル共有ソフトをインストールしたパソコンを用いて、提出図書の作成及び電子データの保管を行わないこと。

#### **6.21 一般産業用工業品を機器等に使用するに当って必要な要求事項**

なし(本件は、規格品の購入であるため)。

### **7. 技術仕様**

#### **7.1 一般仕様**

購入品の詳細は3項契約範囲内に示す通りである。なお、使用等により、初期不良を確認した場合は、速やかに正常品と交換すること。

#### **7.2 設計**

##### **7.2.1 一般要求事項**

本仕様書で示すダブルカバー式コンテナーは、再処理施設 分析所 1 階に設置されている分析セルラインで発生する高線量廃棄物を収納するために使用するものであり、7.2.2 項に示す条件であること。

### 7.2.2 技術的要求事項（相当品不可）

(1) ダブルカバー式コンテナー . . . . . 13 個

型 式：木村化工機(株)製 KDC-270 (φ270 タイプ)

寸法（本体部）：全高 318mm±3mm

（胴部）：外周 274.5φmm±3mm

材質（本体部）：低密度ポリエチレン

（蓋部）：低密度ポリエチレン

色 : 乳白色

※納入するダブルカバー式コンテナーの蓋部表面に、以下に示す印字を施すこと。

（例）2026 年××月に製造した全 13 個中 5 個目のコンテナー

(26××／13／5)

(2) 付属品（リップシール） . . . . . 13 本

型 式：木村化工機(株)製 SKD400989

材 質：ウレタンゴム

### 7.3 制作・据付作業における特殊工程

なし(本件は、規格品購入のため)。

### 7.4 梱包・輸送

梱包及び輸送は、受注者の責任で行うものとし、梱包及び輸送、納品時に破損等が発生した場合は、受注者の責任において交換すること。また受注者は、輸送車両への積み込み、輸送時及び荷卸しの過程において、製品への破損を防止できる梱包及び輸送方式を採用すること。

### 7.5 現地据付、調整、取合い

なし(本件は、規格品購入のため)。

### 7.6 検査及び試験

#### 7.6.1 一般要求事項

本仕様書に定めた検査は、機構の確認後、受注者の責任において行うこと。なお、受注者は、必要に応じて検査を下請けさせることができるが、いかなる場合といえども、受注者の責任において行うこと。また、機構は、あらゆる検査に立ち会う権利を有するものとする。

### 7.6.2 技術的要求事項

3項の契約範囲内に示す物品について以下の検査を実施する。

#### (1) 社内検査（書類検査）

本購入物品については、下記の検査を実施し、機構の確認後に出荷を許可する。

##### 1) 員数検査

検査方法：ダブルカバー式コンテナ（付属品含む）の員数を目視により確認する。

判定：仕様通りの員数であること。

##### 2) 外観検査

検査方法：目視にて、有意な破損、変形のないことを確認する。

判定：有害な破損、変形のないこと。

##### 3) 寸法検査

検査方法：ノギス、巻尺等により寸法を確認する。

判定基準：7.2 項に記載した寸法公差以内であること。

##### 4) 気密検査

検査方法：コンテナ容器内圧力を 980Pa に保持した状態において、パッキン部、嵌合部及び溶接部をハロゲンリーク法で漏れ率を測定する。

判定基準：ハロゲンリーク法における漏れ率が、1 Pa・cc/s の感度で検知されないこと。

##### 5) 嵌合検査

検査方法：手動にてコンテナ本体に蓋を嵌合させ、スムーズに嵌合できることを確認する。

判定基準：コンテナ本体への蓋の嵌合がスムーズであり、嵌合トルクをトルクレンチで計測し、13.7N・m 以下であること。

#### (2) 受入検査（立会い検査）

##### 1) 員数検査

検査方法：ダブルカバー式コンテナ（付属品含む）の員数を目視により確認する。

判定：仕様通りの員数であること。

##### 2) 外観検査

検査方法：目視にて、有意な破損、変形のないことを確認する。

判定：有害な破損、変形のないこと。

### 7.7 添付資料

なし。

以上